

○環境特別委員会

内閣提出法律案（一件）

48	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		湖沼水質保全特別措置法案	丸谷金保君 外二名 （五九、六二五）	五九、三、二七	五九、六、二五	受領 五九、六、二五	付託 五九、六、二八	議決 五九、七、二八	議決 五九、七、二〇	付託 五九、四、二九
							議決 五九、五、二八	議決 五九、六、二五	議決 五九、六、二五	備考 五九、六、二八 本会議で趣旨説明聴取

本院議員提出法律案（一件）

13	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		湖沼環境保全特別措置法案	丸谷金保君 外二名 （五九、六二五）	五九、六、二七			付託 五九、六、二五	議決	議決	備考 五九、七、二二 撤回

衆議院議員提出法律案（四件）

3	番号	件名	提出者	提出月日	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	福島讓二君 外三名 （五九、三、二二）	五九、三、二五	五九、四、二七		付託 五九、三、二五	議決 五九、四、二五	議決 五九、四、二七	備考

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提 付月 日	出月 日	参議院 委員会 託議決議 本院議決	衆議院 委員会 託議決議 本院議決	備考
19	水俣病問題総合調査法案	馬場 昇君 外 二名 (五、四二)	五、四二		付 五、四二 (予)	五、四二 環境 継続審査	
20	環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案	岩垂寿喜男君 外 二名 (四、三)	四、二七		四、二七 (予)	四、二七 環境 継続審査	
27	湖沼環境保全特別措置法案	岩垂寿喜男君 外 一名 (五、九)	五、四		五、四 (予)	五、四 環境 未了	

湖沼水質保全特別措置法案 (閣法第四八号)(衆議院送付)

五九、 三、二七 内閣提出

四、一九 衆本会議趣旨説明

六、一五 衆可決

六、一八 参本会議趣旨説明

七、二〇 参可決

要旨

本法律案は、近年特に汚濁が著しい湖沼の水質の改善を

図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあることにかんがみ、湖沼の水質の保全を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、湖沼水質保全基本方針の策定

国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めること。

二、指定湖沼等の指定

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を

指定湖沼として定め、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めること。

三、湖沼水質保全計画の策定

都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること等を内容とする湖沼水質保全計画を定めること。

四、指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

1 指定地域内の工場又は事業場に係る排水の排水の規制

従来の濃度規制のほか、都道府県知事は、指定地域内の工場又は事業場について、排水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、水質汚濁防止法の特定施設等の新增設に係る排水がこの規制基準に適合しないと認めるときは、改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができること。

2 みなし特定施設に係る排水の排出の規制

一定規模以下の浄化槽等、湖沼の水質にとつて生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水等を排出する施設として政令で定める施設を水質汚濁防止法の特

定施設とみなし、同法の規定を適用すること。

3 指定施設の設置の届出等

一定規模以下の畜舎等、排水基準による規制により難しいものとして政令で定める指定施設を設置しようとしている者等について、届出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、改善の勧告、さらには、命令をすることができること。

4 汚濁負荷量の総量の削減

人口及び産業の集中等のため、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難な指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずること。

5 湖辺の自然環境の保護

国及び地方公共団体は、指定湖沼の水質の保全に資するよう、緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護に努めなければならないこと。

五、その他

以上のほか、湖沼の水質の保全を図るために必要な指導、援助、関係行政機関の協力等について所要の規定を設けること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、湖沼水質保全基本方針を定める規定等は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました湖沼水質保全特別措置法案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について、水質の保全に関する計画の策定及び汚水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と中公審査との相違点、湖沼保全諸施策に対する財政援助措置、窒素、磷の削減対策、経過措置に関する罰則の定め方等について質疑が行われました。

また、この間、参考人の意見を聴取し、現地へ委員を派遣するなど、慎重に審査を行いました。これらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、本法律案に対し、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、経過措置に関する罰則については本法上明確にしてその範囲内において命令で定め得るようにすることを内容とする修正案が、次いで、日本共産党を代表して近藤委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに湖沼環境保全基本方針等は環境保全を最優先として策定すること等を内容とする修正案が、また、日本社会党を代表して丸谷委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに水質保全のためには環境保全がその前提であるという観点から諸施策を実施すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、丸谷委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので上田環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としては、反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党を代表して丸谷委員より、同党の修正案に賛成、他の二修正案及び原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して山東委員より、原案

に賛成、三修正案に反対、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、同党の修正案及び同党の修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、日本共産党を代表して近藤委員より、同党及び日本社会党の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議の修正案に反対、民社党・国民連合を代表して中村委員より、原案に賛成、三修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、三修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体として保全するため、現行関係法令等の諸制度を積極的に活用すること等五項目にわたる各党派共同提案による附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）（衆議院提出）

五九、 三、 二 衆・議員提出

四、一七 衆可決
四、二七 参可決

要旨

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下、旧救済法）による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限は、旧救済法による申請時期の区分によりそれぞれ昭和五十九年二月十三日または昭和五十九年九月三十日までとなつている。本法律案は、この期限をいずれも昭和六十二年九月三十日まで、延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は衆議院提出によるもので、その内容は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病

に係る認定の申請者で認定に関する処分を受けていない者が環境庁長官に対して認定を申請することができる期限を、昭和六十二年九月三十日まで延長しようとするものであります。

委員会においては、臨時措置法の存在意義、認定業務のあり方及び患者との信頼の回復策、チッソの経営問題、水俣病問題に対する国の責任、水俣湾へドロ及び汚染魚対策等について質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党近藤委員より反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、認定業務に関し、不作為違法状態を速やかに解消するとともに、法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めることを内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
29	日本体育・学校健康センター法案		五月二六		付託 委員 託議 決	付託 委員 託議 決	
					本院 議決	本院 議決	
						文 教 未 了	